

鳥取県告示第488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年8月23日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

理事	山本達夫	鳥取市佐治町加茂675
〃	茂上明之	鳥取市佐治町津野240
〃	奥田博美	鳥取市佐治町津無360
〃	中島早夫	鳥取市佐治町古市186-1
〃	藤岡重勝	鳥取市佐治町葛谷137-2
〃	谷本善太郎	鳥取市佐治町森坪41
〃	長谷修司	鳥取市佐治町古市241
〃	山下徳太郎	鳥取市佐治町森坪207-1
〃	森田広史	鳥取市佐治町大井110
〃	松岡弘志	鳥取市佐治町刈地251
〃	光浪則敬	鳥取市佐治町尾際620
〃	谷上學	鳥取市佐治町余戸556
〃	西尾憲一	鳥取市佐治町加瀬木1334
〃	中谷禎治	鳥取市佐治町高山56
〃	上田英二	鳥取市佐治町高山465
〃	中谷豊昌	鳥取市佐治町高山79
〃	小谷稜男	鳥取市佐治町加瀬木344
監事	下石讓	鳥取市佐治町畑238
〃	中谷公明	鳥取市佐治町高山216-3
〃	茂上博明	鳥取市佐治町津野239

平成23年3月7日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	中島早夫	鳥取市佐治町古市186-1
〃	茂上明之	鳥取市佐治町津野240
〃	奥田博美	鳥取市佐治町津無360
〃	下田照男	鳥取市佐治町畑34
〃	藤岡重勝	鳥取市佐治町葛谷137-2
〃	谷本善太郎	鳥取市佐治町森坪41
〃	長谷修司	鳥取市佐治町古市241
〃	竹村豊	鳥取市佐治町森坪270-1
〃	森田広史	鳥取市佐治町大井110
〃	松岡弘志	鳥取市佐治町刈地251
〃	光浪則敬	鳥取市佐治町尾際620
〃	谷上學	鳥取市佐治町余戸556
〃	茂上博明	鳥取市佐治町津野239
〃	西尾憲一	鳥取市佐治町加瀬木1334

〃 上 田 英 二 鳥取市佐治町高山465
〃 中 谷 豊 昌 鳥取市佐治町高山79
〃 小 谷 稜 男 鳥取市佐治町加瀬木344
監 事 下 石 讓 鳥取市佐治町畑238
〃 中 谷 公 明 鳥取市佐治町高山216－3
〃 中 谷 寛 明 鳥取市佐治町高山55－3

平成23年3月8日就任 任期3年